

ページ

段

行

誤

正

令和元年十一月十八日（号外第六十二号）公布厚生労働省令第七十号（麻薬及び向精神薬取締法施行規則及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

四	上	終りから三	著しく困難になったときは、	著しく困難になったときは、
五		終りから七	又は成年後見人	又は成年被後見人
五		終りから一	施行の際限にある	施行の際現にある